

# 群馬大学大学院医学系研究科社会貢献推進委員会規程

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成23. 4. 1 平成30. 4. 17

## (設置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に、研究科の教育・研究及び臨床の成果を社会に還元し、もって医学・医療の進展に貢献するため、群馬大学大学院医学系研究科社会貢献推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の教育・研究及び臨床の成果の社会貢献に関する事項
- (2) 研究科の教育・研究及び臨床に係る社会からの要請・要望の解析等に関する事項
- (3) 研究科の教育・研究及び臨床に関する生命倫理公開セミナー等の実施に必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める社会貢献に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）から選出された教授 4人
- (2) 社会情報学部から推薦された教授 1人
- (3) 群馬県庁から推薦された者 若干人
- (4) 前橋市から推薦された者 若干人
- (5) 群馬県教育委員会から推薦された者 若干人
- (6) 群馬県医師会から推薦された者 若干人
- (7) 医学系研究科長が指名する者 若干人

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、医学系研究科長が指名した委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 会議は、委員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関

しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月17日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、第3条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規程施行後、最初に選出される第3条第4号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。